

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

施策1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり

男女共同参画推進のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。男女が共に協力し合うという意識を持つとともに、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる多様で柔軟な働き方が選択できる環境の整備も求められます。家庭や地域においても個性と能力を発揮して生活できるように、意識啓発や働き方・暮らし方の見直しを推進していきます。

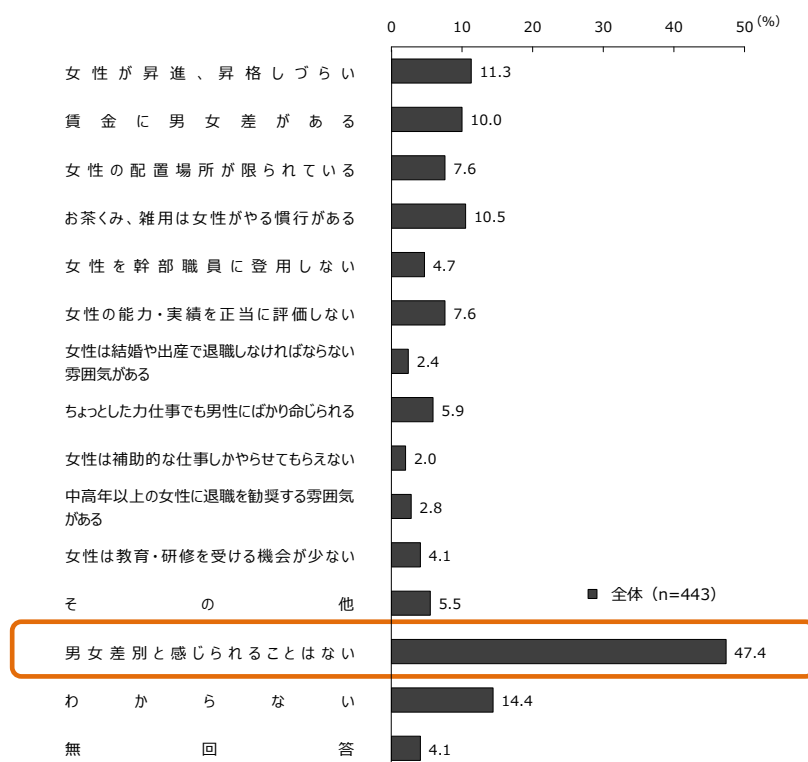
施策の方向性

1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

指 標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『職場で「男女差別と感じられることはない」と思う人』の割合（実態調査：問8-3）	47.4%	60.0%

<図表13> ◆ 職場の男女差別（複数回答）



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

No.	事業項目	概要	担当課
1	男女平等の労働条件整備の働きかけ	市内事業者のワーク・ライフ・バランスの取組に関する情報を収集するとともに、働き方改革等に関する成功事例や経営効果の情報発信、パンフレット配布やポスター掲示により啓発を行います。	市民協働・男女参画推進課 産業振興課
2	市民等との協働・共催による広報	男女共同参画推進実行委員会の企画・運営による広報誌「ひらく」の発行と、講演会（フォーラム）を開催します。また、男女共同参画センター利用登録団体等との協働・共催による講座等を開催することで、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画推進課
3	ハローワークと連携した求人情報の提供	ハローワークと情報交換を行うとともに、こだいら就職情報室と連携した求人情報の提供、チラシの配架により、求人情報の提供を行います。	産業振興課
4	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、子育て、介護等に関する各種配布物や出前講座による情報提供等、仕事と生活の調和に関する意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課 高齢者支援課
5	事業者等における先進事例の紹介・啓発	先進事業者等の事例を紹介することで、事業者への男性の育児休業取得を奨励し、ワーク・ライフ・バランスの意識を広めていきます。	市民協働・男女参画推進課 産業振興課
6	事業者向け支援制度等の紹介	国や東京都による中小企業支援制度を紹介するとともに、市の施策である小口事業資金融資制度等により事業者支援を行い、職場環境の改善等を促します。	産業振興課
7	男女共同参画に関連した入札制度の研究	総合評価方式に関して、市内事業者との意見交換の場を持ちながら、研究していきます。	契約検査課

施策2 仕事と生活の両立の支援

固定的な性別役割分担意識や性差に関する認識が、特に男性に強く残っていることや、長時間労働などの働き方が家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担うことにつながっているとも言われています。

男性の家事・育児等の家庭生活への参加を促進するため、男性の働き方、暮らし方の見直しなどの意識啓発や情報提供等を通じ、男性中心型労働慣行の意識改革に向けて取組を進めるとともに、家事・育児・介護・健康・就業支援を充実させることで、仕事と生活の両立の支援を行ってまいります。

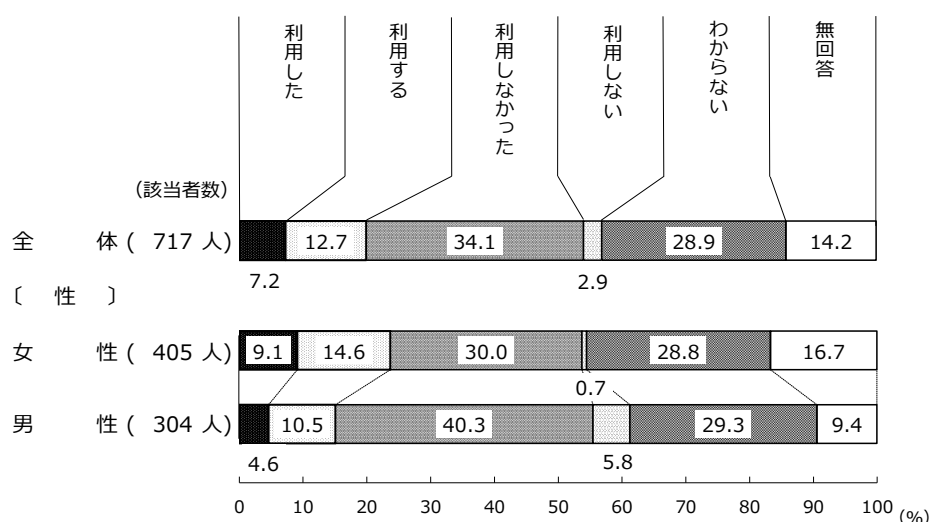
施策の方向性

- 1 ライフスタイルの多様化に対応した就業、子育て、介護支援
- 2 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進 **【重点】**
- 3 男性の地域活動参加の推進

指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『育児休業制度を利用した』という男性の割合 （実態調査：問11）	4.6%	13.0% （内閣府目標値）

<図表14> ◆ 育児休暇制度の利用



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 ライフスタイルの多様化に対応した就業、子育て、介護支援

No.	事業項目	概要	担当課
8	起業・創業の支援	創業者個別相談窓口や女性の就労支援施設“すだち”により、起業支援を行います。また、商工会等と連携して、起業・創業支援のセミナー等を行っていきます。	産業振興課
9	子育て支援事業の情報提供	子育てガイド、子育て相談ガイドブック等の配布、子育て応援サイト“こだち”等により情報提供を行います。	政策課 子育て支援課
10	幼児期の教育・保育の充実	市内保育施設等における保育の質の維持・向上と保育定員の拡充に努めるとともに、一時預かりや病児保育といった、多様化する保育ニーズに対応することで、子育て家庭を支えます。	子育て支援課 保育課
11	地域の子ども・子育て支援の推進	子どもが健やかに成長し、保護者が孤立しないように地域全体で子育てを支える視点で、子ども広場、子育てふれあい広場、学童クラブ、放課後子ども教室等、子育て家庭を対象とする子ども・子育てに関する事業を実施します。	子育て支援課 保育課 健康推進課 地域学習支援課
12	家事、子育てを支援する講座の開催	家庭教育に関する講座を開催し、子育て中の親の学習支援、子育ての孤立化の解消を図るとともに、学習活動を通じた仲間づくりを支援します。	公民館
13	子育て・女性相談と関係機関との連携	子育て・女性相談室の周知を図るとともに、幅広いニーズに応えられるよう、関係機関と連携していきます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課
14	介護教室の開催	各地域包括支援センターで、介護方法や介護者の介護予防に関する内容を内容とする家族介護教室を実施します。	高齢者支援課
15	介護者を支援する窓口や情報提供	高齢者に関する総合相談窓口として地域包括支援センターを本所5か所、出張所4か所の合計9か所設置し、パンフレットを戸別配付するなど情報提供を行います。	高齢者支援課

2 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進 **【重点】**

No.	事業項目	概要	担当課
16	男性向け家事・育児・介護講座の開催	家庭教育に関する講座、男性の料理教室等の講座の開催等により、男性の家事・育児・介護への意識を高め、参加促進につなげます。また、育児休業制度の利用促進に努めます。	市民協働・男女参画推進課 高齢者支援課 健康推進課 公民館
17	父親に向けた育児支援イベントの開催	妊産婦及びその家族の健康保持と育児に関する教室（ハローベビークラス等）、その他父親も参加できるイベント（行事）を開催することで、男性に対する育児の意識向上に努めます。	子育て支援課 健康推進課
18	介護に対する意識啓発、情報提供	高齢者に関する総合相談窓口として地域包括支援センターのパンフレットを戸別配付するとともに、各地域包括支援センターで、認知症カフェや家族介護教室を開催し、介護に関する意識啓発、情報提供を行います。	高齢者支援課

3 男性の地域活動参加の推進

No.	事業項目	概要	担当課
19	市民活動の支援と情報提供	市民講座等の開催を通じて、男性の地域活動への参加を促します。また、市民活動支援センター“あすびあ”や公民館で、市民活動の情報及び活動の場を提供していきます。	市民協働・男女参画推進課 公民館 関係各課

市民の協力・役割

◎家事・育児・介護等の家庭による分担の在り方や、公的サービス等の活用について話し合ったり、市民同士の協力・協働で、一人ひとりが身近な地域での男女共同参画社会の実現に努めましょう。

事業者の協力・役割

◎国や東京都の支援制度を活用するなどの工夫を行うことで、希望する労働者が家庭参加や仕事と生活の調和が図れるよう、制度や体制を整え、労働慣行等の見直しと労働条件の整備、誰もが働きやすい職場環境の整備に努めましょう。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

施策1 女性の職業生活における活躍支援（女性の職業生活における活躍の推進計画）

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる環境づくりは、男女共同参画社会の実現の妨げとなっている性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、女性の就業継続や再就職・起業等のための環境整備を促します。

また、固定的な性別役割分担にとらわれず、就業能力を高め、長期的な視点を踏まえた適切な職業選択が行えるよう、キャリア教育の推進等を行います。

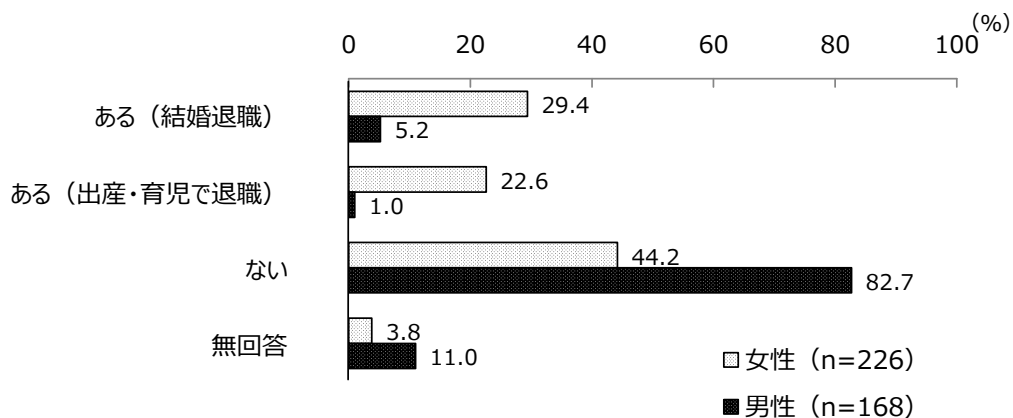
施策の方向性

- 1 女性の就業・活躍の支援 **【重点】**
- 2 あらゆる分野における女性活躍に向けた現状把握

指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『「結婚、出産・育児を理由とした退職経験はない」という女性』の割合（実態調査：F4-1）	44.2%	60.0%

<図表15> ◆ 結婚、出産・育児を理由とした退職経験の有無



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 女性の就業・活躍の支援 **【重点】**

No.	事業項目	概要	担当課
20	女性の就職・再就職・起業や職業能力開発のための教育・学習支援セミナーの開催	ハローワーク、マザーズハローワークと連携した就職支援セミナーや講演会等を開催し、就職・再就職・起業に向けた支援を行います。	産業振興課 市民協働・男女参画推進課
21	女性の就業・起業への情報提供	東京しごとセンター、こだいら就職情報室、女性の就労支援施設“すだち”の情報提供を行うことで、女性の就業・起業を支援します。	産業振興課 市民協働・男女参画推進課
22	事業者への支援	国や東京都による中小企業支援制度を紹介するとともに、市の施策である小口事業資金融資制度等により事業者への支援を行い、女性にとって働きやすい職場環境の整備を促します。	産業振興課

2 あらゆる分野における女性活躍に向けた現状把握

No.	事業項目	概要	担当課
23	ジェンダー統計の整備と活用に向けた取組	講座等の男女比の統計をはじめ、ジェンダーの視点で統計をとることで、現状を把握し、今後の女性活躍に向けた取組にいかしていきます。	関係各課

コラム

ジェンダー統計（男女別等統計）

ジェンダー統計とは、男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状、その要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。

えるぼし マーク



◎平成28年4月施行された、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業が、厚生労働大臣の認定を受けたことを示すマークです。

このマークは広告や求人等に使用でき、女性活躍企業であることを学生や消費者、取引先などにアピールできるというものです。

施策2 政策・方針決定過程への男女共同参画

女性が政策・方針決定過程に参画するためには、政治・経済・行政等あらゆる分野において女性が活躍し、指導的立場の女性が増えることが重要です。市は市内事業者のモデルとして、率先して女性の参画拡大を進めるため、女性職員の管理職への登用と、審議会等委員への女性の積極的任用を促進します。

施策の方向性

- 1 市役所における女性活躍の推進
- 2 委員会・審議会における男女共同参画の推進

指標

項目名	現在 (平成28年4月1日現在)	数値目標(平成32年度)
市職員の管理職※における女性比率	16.4%	30.0%
市職員の係長以上における女性比率	25.0%	35.0%
市の委員会・審議会等における女性比率	41.4%	50.0%

※小平市の管理職は、課長補佐以上を指します。

コラム

小平市の行動計画「HAPPYこだいら」と

「HAPPYこだいら～女性活躍編～」

小平市では、次世代育成支援対策推進法における特定事業主行動計画「HAPPYこだいら」を平成27年3月に、女性活躍推進法における特定事業主行動計画「HAPPYこだいら～女性活躍編～」を平成28年3月に策定しました。

「HAPPYこだいら」は、子どもは次代の宝であるという認識の下、子どもたちが健やかに生まれ、育つことができるよう願って作成したものです。子育て中の職員もそうでない職員も、一人ひとりが「お互いさま」をスローガンとして、子育てしやすい職場環境の整備を進めていきます。

「HAPPYこだいら～女性活躍編～」は、女性が活躍し、職員全員が働きやすい職場づくりをめざして、「HAPPYこだいら」をベースにして作成したものです。管理職における女性比率など、女性活躍に関する数値目標を新たに設定し、女性職員の計画的な人材育成等に取り組んでいきます。

どちらの計画も、職員が相互に協力し合い、職員全員が働きやすい風土、雰囲気を作っていくために組織全体で取り組んでいきます。

施策の方向性

1 市役所における女性活躍の推進

No.	事業項目	概要	担当課
24	行動計画の目標達成に向けた取組	市職員における男女共同参画を促進し、次世代育成支援対策推進法における特定事業主行動計画「HAPPYこだいら」及び女性活躍推進法における特定事業主行動計画「HAPPYこだいら～女性活躍編～」に掲げられた目標達成に向けて取組を進めていきます。	職員課 全課
25	女性職員の活躍推進に向けた取組	キャリア形成研修、管理職向けの女性職員活躍支援研修の実施等により、女性職員の計画的な人材育成や、働きやすい職場環境の整備を進めていきます。	職員課

2 委員会・審議会における男女共同参画の推進

No.	事業項目	概要	担当課
26	委員会・審議会等における女性委員の積極的任用、参画促進	女性の政策・方針決定過程への参画状況調査の実施と情報公開により、女性委員の積極的任用を促進します。 各委員会・審議会では、どちらの性の委員の割合も30%以上（達成後は50%）になるように努めます。	市民協働・男女参画 推進課 関係各課

市民の協力・役割

◎委員会・審議会等の市民公募枠への応募、ボランティア活動などにより、市政に積極的に参加しましょう。



ぶるべー

施策3 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

今後多くの地域で直面する人口減少という現実の中、活力ある地域社会、男女共同参画社会を形成するため、女性も男性も、地域の対等な構成員として、あらゆる分野に平等に参画していくことが求められます。男女共同参画への意識啓発と地域活動に関わる人を増やすきっかけづくり、担い手づくりを進め、地域における男女共同参画を推進します。

施策の方向性

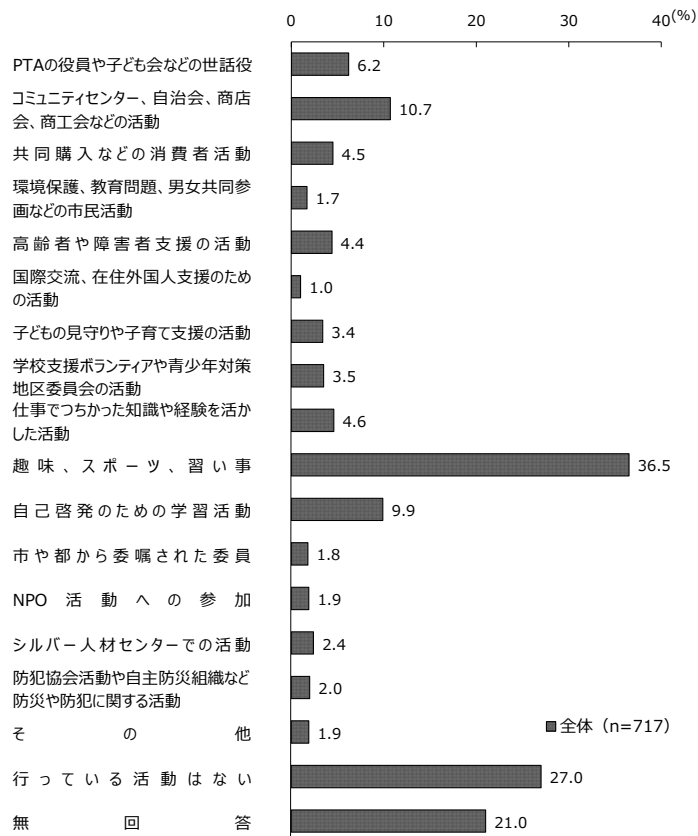
- 1 地域生活における男女共同参画の推進
- 2 学校教育における男女共同参画の推進

指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『地域活動に「参加している」という人』の割合 （実態調査：問18）	※ 73.0%	80.0%

※「行っていない活動はない」という人の割合、27.0%から算出しています。

<図表16> ◆ 現在行っている地域活動（複数回答）



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 地域生活における男女共同参画の推進

No.	事業項目	概要	担当課
27	地域における活動の支援	町会・自治会、サークル、ボランティア活動等への参加のきっかけづくり、男女共同参画の視点への意識啓発等により、地域活動を支援していきます。	市民協働・男女参画推進課 公民館 関係各課
28	地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	市民向け講座を充実させ、男女共同参画の視点で保育付きの講座等を開催する等、男女が共に地域コミュニティで活躍する場の提供に努めます。	市民協働・男女参画推進課 公民館 関係各課

2 学校教育における男女共同参画の推進

No.	事業項目	概要	担当課
29	教職員研修の充実	東京都人権施策推進指針に基づき、人権教育推進委員会や各学校の研修会をはじめ、男女共同参画の視点を踏まえた人権に関わる研修の充実に努めます。	指導課
30	人権教育、健康安全教育に関する指導・個別相談の充実	学習指導要領に基づき、発達段階に応じて男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう、人権教育、健康安全教育に関する指導及び個別相談の充実に努めます。	指導課（小・中学校）

市民の協力・役割

- ◎各種地域活動、市民活動、ボランティア活動等に参加し、地域の方と交流を図り、多様な人々の意見に耳を傾け、男女共同参画を体現しましょう。
- ◎互いの人権を尊重し、認め合い、子ども達へのよい手本となるように、家庭や地域における男女共同参画に努めましょう。
- ◎性別にとらわれず、子ども自身の意思を尊重して、地域や学校でさまざまなことに参加させましょう。



コダレンジャー

基本目標Ⅲ さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし

施策1 さまざまな困難を抱える人々の安心な暮らしへの環境整備

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、男女共同参画の視点から、貧困や地域生活における人間関係等、生活上の困難に置かれた方への支援の充実を図ります。

また、人権尊重の観点から、多様性（ダイバーシティ）に配慮し、高齢であること、障がいがあること、外国人であること、性的指向や性同一性障害等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている方への支援を進めます。

施策の方向性

- 1 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実
- 2 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
生活困窮者自立支援事業の新規相談受付人数	331人	480人

コラム

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度とは、平成25年に制定された生活困窮者自立支援法に則り、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うことにより、自立の促進を図るための制度です。

コラム

性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれかの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛をさします。

施策の方向性

1 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実

No.	事業項目	概要	担当課
31	生活困窮者へのきめ細かい支援	就労その他、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状態に応じた包括的な支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ります。	生活支援課
32	ひとり親家庭等へのきめ細かい支援	ひとり親家庭等に対する相談支援を行うとともに、就労や子育てなど自立に向けた支援を行います。	子育て支援課

2 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

No.	事業項目	概要	担当課
33	人権意識の啓発	人権擁護委員が実施する啓発活動の支援を行うとともに、東京都等が主催する行事や男女共同参画週間などの広報、性的指向や性同一性障害などの多様性に配慮した人権啓発活動に関する情報提供を行います。	総務課 市民相談課 市民協働・男女参画推進課 文化スポーツ課 高齢者支援課 障がい者支援課 関係各課
34	情報提供及び相談体制の整備	人権尊重の観点に配慮し、男女共同参画の視点で、さまざまな困難な状況に置かれている高齢者、障がい者、外国人、女性等が安心して暮らせる環境整備を進め、各種市民相談の実施及び連携により、多様性に配慮し、市民が抱えるさまざまな問題の解決に向けて助言できる環境、市民にとってわかりやすく身近で相談しやすい体制をつくります。	市民相談課 市民協働・男女参画推進課 文化スポーツ課 生活支援課 高齢者支援課 障がい者支援課

コラム

男女共同参画週間



男女共同参画

内閣府では、男女共同参画社会基本法に関する国民の理解を深めるため、同法の公布・施行日である6月23日に合わせて、毎年6月23日から29日までの1週間を「**男女共同参画週間**」と定めています。毎年テーマに沿ったキャッチフレーズとポスターが作成され、中央行事として「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」が開催されます。

小平市でも、この期間に周知と理解のための展示等により、広報・啓発活動に取り組んでいます。

施策2 女性の生涯にわたる健康施策の推進

生涯を通じたところとからだの健康を維持する上で、誰もが互いの身体的性差を十分に理解しあい、差別を許さない人間関係を構築することが求められます。

また、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に留意しながら、妊娠や出産をはじめとする性や健康について男女共同参画の観点から適切な支援を行っていくことが重要です。

施策の方向性

- 1 健康保持、健康づくりへの支援
- 2 妊娠、出産等に関する健康支援

指 標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
保健師等による妊婦への面接の実施率	60.2%	100%

コラム

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6（1994）年の国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言」及び「行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることを指す」とされています。

性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「性と生殖の健康を得る権利」とされています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

施策の方向性

1 健康保持、健康づくりへの支援

No.	事業項目	概要	担当課
35	健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及	国の指針に基づく、乳がん・子宮頸がん検診等を実施し、受診勧奨等を行うことで、がん予防に対する意識を高めるとともに、各種健（検）診の受診率の向上に努めます。また、女性のための健康教室を保育付きで実施し、知識の向上を図ります。	健康推進課
36	健康相談の実施	骨粗しょう症検診時に、栄養、保健の指導や医師による相談を実施します。乳がん・子宮頸がん精密検査未受診者に健康相談を実施するほか、女性のリラックス教室においても、健康相談を実施し、女性の健康づくりを支援します。	健康推進課
37	介護予防の啓発	運動器の機能向上や認知症予防に関する講座等を地域包括支援センターや高齢者館、地域センター等で実施し、介護に関する意識啓発、情報提供を行います。	高齢者支援課
38	健康づくり、体力づくりの推進	健康増進を目的としたスポーツ教室やウォーキングイベント等、誰でも気軽に取り組める事業を開催することにより、市民の健康づくりの推進に努めます。	文化スポーツ課

2 妊娠、出産等に関する健康支援

No.	事業項目	概要	担当課
39	妊娠・子育て等に必要な情報提供	妊婦全員への面接、乳児家庭全戸訪問事業やハローベビークラス（両親学級）で、妊娠、子育て等に必要な情報を提供します。また、喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響についても普及啓発を行います。	健康推進課
40	母性保護に関する事業の推進	妊娠SOS相談事業により、妊娠・出産への悩みや心配事のある方への支援を行います。また、妊娠届出時等での妊婦面接で、妊娠、出産に困難を感じていないか等を確認し、健康支援に努めます。	健康推進課

施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進 (配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画)

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者暴力には、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要などがあり、被害者の多くが女性です。その他、ストーカー、性犯罪、メディアにおける性暴力表現など、あらゆる暴力を根絶するために、市民に対する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、被害者支援のために、各関係機関と緊密に連携し、体制の充実を図っていきます。

施策の方向性

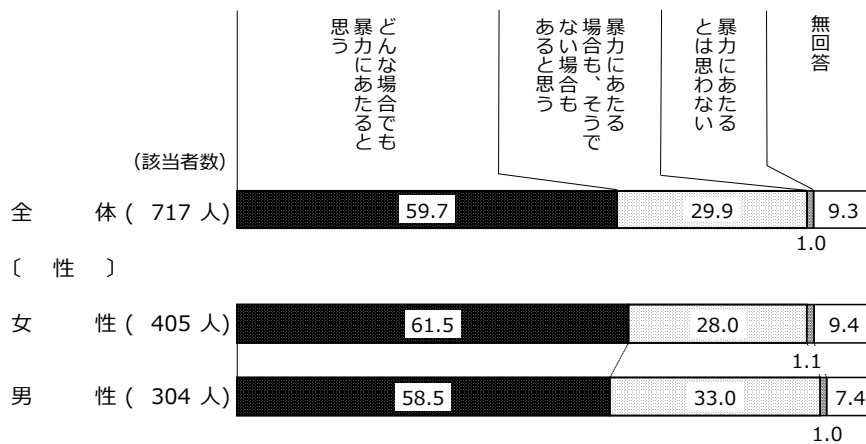
- 1 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実 **【重点】**
- 2 ハラスメントやストーカーへの対策
- 3 相談機能の一層の充実

指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
女性相談の相談件数	1,012件	1,200件
身体的暴行※である、『「平手で打つ」を「どんな場合でも暴力にあたる」と思う人』の割合（実態調査：問23（1））	59.7%	100%

※身体的暴行とは、配偶者や交際相手など親密な関係にある者からの、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力のこと。

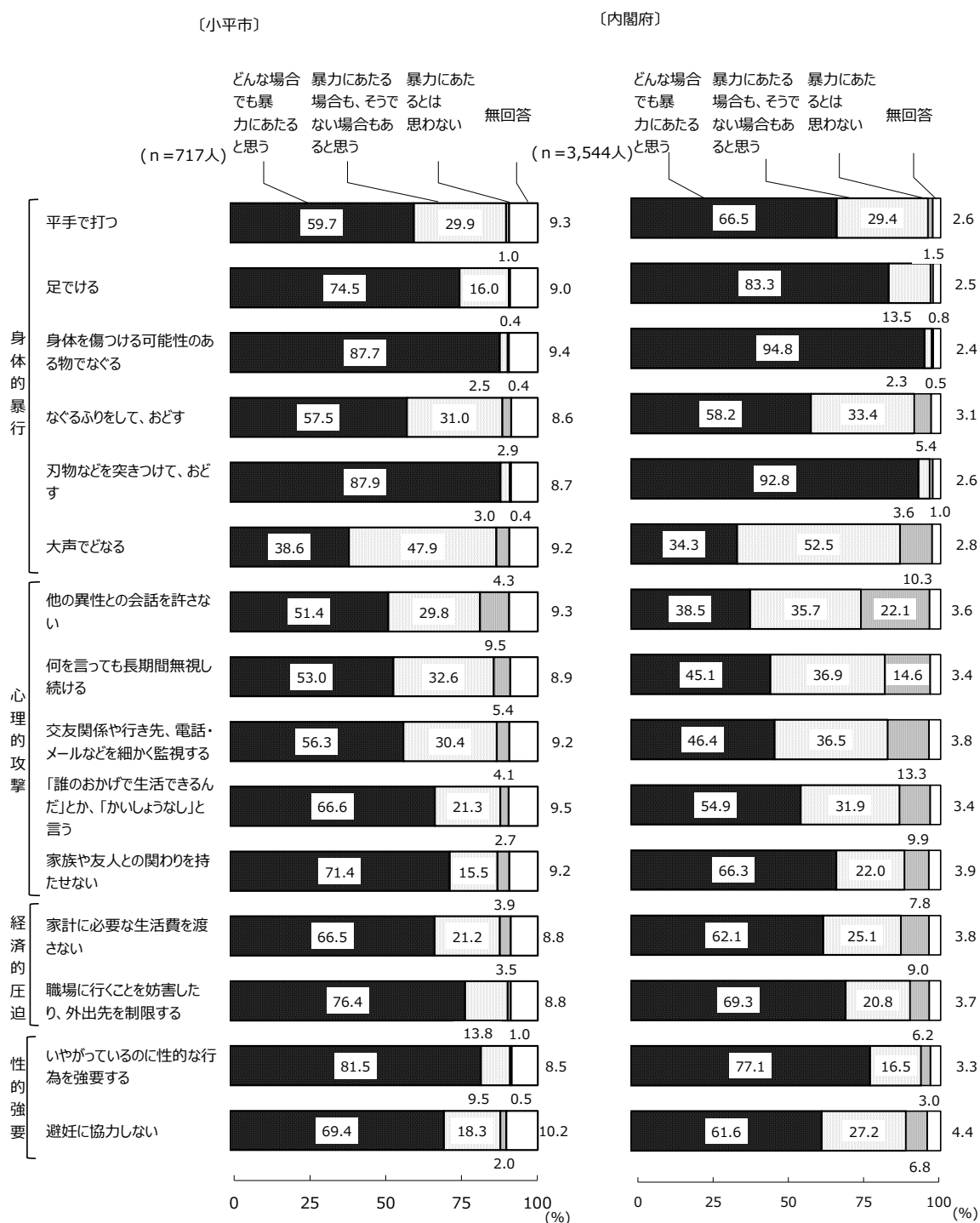
<図表17> ◆ 暴力の認識（1）平手で打つ



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年12月）と比較してみると、小平市調査では【心理的攻撃】、【経済的圧迫】、【性的強要】に挙げられるものは内閣府調査よりも意識が高いのに対して、【身体的暴行】では、低い傾向がみられます。

<図表18>



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実 **【重点】**

No.	事業項目	概要	担当課
41	女性への暴力と人権侵害防止に関する知識の普及・啓発	暴力と人権侵害防止に関する知識の普及に努め、女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）や講座の開催を通じて意識啓発を図り、DVに関する理解と根絶に努めます。	市民協働・男女参画推進課
42	市の体制整備及び女性相談と関係機関との連携	庁内連携会議の開催等により連携を強化し、関係機関との協力体制の強化に努めます。個人情報保護に十分配慮し、被害者がより身近な場所で安心して相談できるように、女性相談の周知に努めます。	市民協働・男女参画推進課 関係各課

2 ハラスメントやストーカーへの対策

No.	事業項目	概要	担当課
43	ハラスメントやストーカー等の防止のための意識啓発と情報提供	ハラスメント防止のための講座等を開催するとともに、男女共同参画センター“ひらく”に書籍・パンフレット等の各種資料を配架し、意識啓発を行います。	市民協働・男女参画推進課

3 相談機能の一層の充実

No.	事業項目	概要	担当課
44	相談体制の充実	さまざまなニーズに対応できるよう、家庭相談等の各種市民相談の実施や、法律相談での女性弁護士による相談体制を継続するとともに、女性相談の充実について検討します。	市民相談課 市民協働・男女参画推進課

市民の協力・役割

◎互いの人権を尊重し、どのような行為が配偶者等からの暴力（DV）やハラスメント、ストーカー、虐待になるのか理解するよう努めましょう。

事業者の協力・役割

◎職場におけるセクシュアル、妊娠・出産時等におけるさまざまなハラスメントの防止と対策に積極的に取り組みましょう。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

◎夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶に向けたシンボルマークです。

コラム

女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）

内閣府の男女共同参画推進本部では、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、運動期間の初日に、東京タワー及び東京スカイツリーのパープル・ライトアップが実施されました。

パープル・ライトアップには、女性に対する暴力の根絶と、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められており、運動期間中、全国各地でも賛同する施設が増えています。

小平市もパープルリボン運動の周知に努めていきます。



パープルリボンをつけた ぶるべー

基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の強化と環境の整備

施策1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

男女共同参画の視点に立った災害に強い地域づくりをめざすため、各避難所で作成するマニュアルに男女双方からの視点に立ち、女性の参画を促進します。

また、さまざまな人に配慮した避難所運営とするため、啓発のための講座等の開催と、避難行動要支援者への支援を行います。

広報誌や市の出版物を作成する際には、固定的な性別役割分担に基づいた表現等にならないよう、また、積極的に男女平等や男女共同参画を促す表現を使用していくよう、職員への周知を図ります。

施策の方向性

- 1 男女共同参画の視点による災害に強い地域づくり
- 2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

指 標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
防災に関する出前講座「デリバリーこいだいら」の参加者数	442人	2,200人 (平成28年度から5年間の累計)

コラム

「要配慮者のための防災行動マニュアル」と「避難行動要支援者名簿」

小平市では、「小平市地域防災計画」に示す要配慮者とその家族の方々が災害に備え、災害等が発生した時に適切な避難行動がとれるよう、日ごろからの備えと対応をまとめ、平成28年3月に「**要配慮者のための防災行動マニュアル**」を作成しました。

要配慮者とは、高齢の方、障がいのある方など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの、災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々をいいます。

また、被災により負傷した方も要配慮者になり得るため、誰もが自らのこととして考え、いざという時に、自分の身を守り被害を最小限に抑えるために、災害に関する知識を身につけて、とるべき行動を想像し、具体的な災害対策をとることが重要です。

「**避難行動要支援者名簿**」とは、災害時などに自力で避難することが困難な方の情報を名簿に登録し、避難支援に活用するために作成している名簿です。

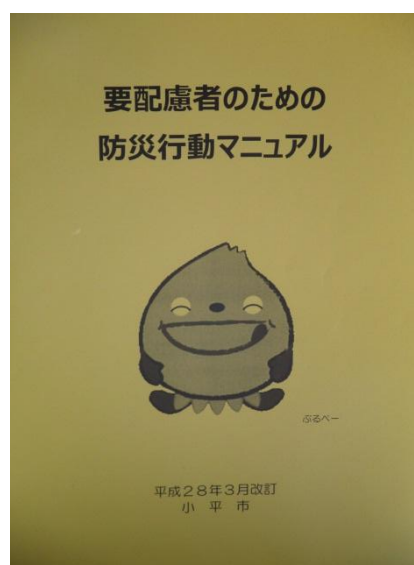
施策の方向性

1 男女共同参画の視点による災害に強い地域づくり

No.	事業項目	概要	担当課
45	避難所運営への女性の参画	災害時の避難所の管理・運営について、地域の方の協力を得て各避難所でマニュアルを作成し、女性・高齢者・障がい者・乳幼児、その他さまざまな人に配慮した避難所運営へとつなげます。また、啓発のための講座等を実施します。	防災危機管理課
46	避難行動要支援者への支援	災害時における避難行動要支援者への避難支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者名簿の整備と支援者への情報提供を行います。	生活支援課

2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

No.	事業項目	概要	担当課
47	「男女共同参画社会」の周知	「男女共同参画社会」の用語や視点を周知する意識啓発講座の実施と「広報誌・パンフレットなどを作成するときの視点」（ガイドライン）等に沿って広報、刊行物の作成・発行について、職員への周知に努めます。	市民協働・男女参画推進課 秘書広報課



要配慮者のための防災行動マニュアル

施策2 男女共同参画の推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の形成を促進する上で、市の果たす役割は大きいものであり、市は率先して男女共同参画を進める必要があります。

同時に、男女共同参画意識の形成は、市だけではなく市民や事業者とともに取り組む課題でもあります。市は小平市男女共同参画推進条例の周知、積極的な情報発信と、施策を推進するための体制の整備に努め、市民、市内で活動する団体・事業者等と連携を深めながら施策に取り組んでいきます。

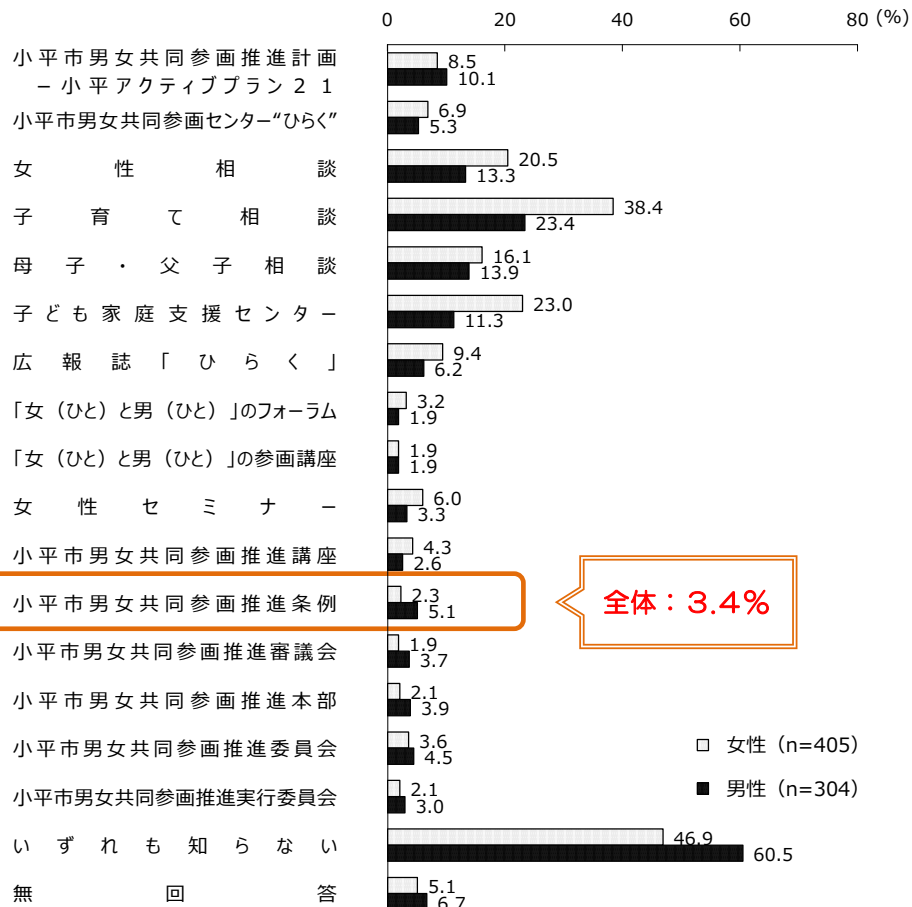
施策の方向性

- 1 男女共同参画に基づく小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進
- 2 市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『小平市男女共同参画推進条例を「知っている」』人の割合（実態調査：問29）	3.4%	15.0%

<図表19> ◆ 市で取り組んでいる男女共同参画施策の認知度（複数回答）



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 男女共同参画に基づく小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進

No.	事業項目	概要	担当課
48	小平市男女共同参画推進条例の周知・推進	小平市男女共同参画推進条例の周知のために、大人用・子ども用の条例パンフレットを配布し、周知・推進に努めます。	市民協働・男女参画推進課

2 市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

No.	事業項目	概要	担当課
49	男女共同参画推進本部の運営と部・課を越えた連携の強化	男女共同参画推進本部を開催することで、男女共同参画における庁内の連携を強化していきます。	市民協働・男女参画推進課
50	地域団体への女性登用の協力要請	市民活動支援センター“あすぴあ”と連携した講座等の開催により、地域活動を担う女性リーダーを育成し、地域団体への女性登用の協力要請を行っていきます。	市民協働・男女参画推進課
51	男女共同参画センター利用登録団体との協働による推進	小平市男女共同参画推進条例を周知するとともに、男女共同参画センター利用登録団体との協働により、市内外の関係機関と連携を強化していきます。	市民協働・男女参画推進課
52	男女共同参画センターの運営	男女共同参画センター“ひらく”の管理・運営方法の検討と啓発事業による周知に努めます。	市民協働・男女参画推進課

市民の協力・役割

- ◎小平市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる場において男女共同参画の推進に積極的に取り組みましょう。

事業者の協力・役割

- ◎小平市男女共同参画推進条例に基づき、事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組みましょう。
- ◎就労者が仕事と家庭生活を両立できるよう、職場環境の整備に努め、市が実施する男女共同参画施策に協力しましょう。

小平市男女共同参画推進条例のしくみ

市では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた市の考えを明らかにし、その取組を着実かつ計画的に推進していくため、平成21年に小平市男女共同参画推進条例を制定しました。

